

**「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに
関する検討状況の整理」に関するコメント**

2010 年 11 月 30 日
(社)日本経済団体連合会
経 済 基 盤 本 部

総論

会計基準について議論する際、国際的な調和が必要であることは理解するものの、わが国の会計基準である以上は、現状の日本基準の問題点・課題等を企業の実態に即して検討するという観点も十分に踏まえて、検討を進めるべきである。

また、ASBJ のプロジェクト計画表上、本件に関する公開草案は、来年の第 3Q (7 月～9 月) 公表とされており、その他の包括利益の表示について個別財務諸表へ適用するか否かを判断する時期と近接している。したがって、個別財務諸表においてその他の包括利益を表示するケース及び表示しないケースの取扱いについて、予め検討しておく必要がある。この点は、本件の他、金融負債の信用リスク部分、ASBJ 退職給付公開草案のステップ 1、IASB 退職給付 ED も同様の論点があるため、これらについての方向性を整理・検討することも併せて要望する。なお、以下の質問への回答における OCI は、単体について、フロー情報としての OCI ではなく、資本直入を前提とした会計処理を意図している。

質問 1（公表される市場価格のない株式への投資の分類）

IFRS9 のガイダンスは、我が国をはじめとする各国の現行実務を考慮した結果として、その取扱いが設けられたものと理解しているが、その内容が明確でないため、まず、適用指針（案）A32「公正価値として測定できる範囲が広く当該範囲の中で取得原価が公正価値の最適な見積もりを表す場合、取得原価が公正価値の適切な見積もりとなる可能性がある。」の解釈を明らかにすべきである。

その上で、市場価格のない株式の評価について、基本的に取得価額により貸借対照表に計上できることを、基準として明らかにすべきである。公正価値で測定する場合、測定手法に幅があることや、企業の恣意性が介入する可能性もあることから、信頼性のある評価実務が必ずしも確立されていないため、利用者に有用な情報を提供することにならない虞がある。さらに、「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」におけるレベル 3 の公正価値に該当するもの考えられ、感応度分析など、作成者の実務負担も大きく、コスト・ベネフィットの観点からも問題があるからである。もっとも重要性基準を設けることも考えられる。

案 1 については、償却原価を除いては、原則、すべての株式に対して公正価値評価を求めており、案 2 と比較した場合、取得原価で計上できる範囲が狭められる可能性がある。

また、案 2 についても、恣意性の介入する可能性が高い公正価値が適用される範囲は、極力狭める必要がある。

質問 2（一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング）

金融商品の測定に関しては、開発費と同様、IFRS と米国基準の取扱いが分かれている状況等を踏まると、コンバージェンスの観点を過度に重視し、拙速にノンリサイクリングを日本基準に導入するべきではない。ノンリサイクリングによって、当期純損益の概念を大きく変質させ、クリーン・サープラス関係も充たされなくなる点にも留意が必要である。従来の日本基準においては、リサイクリングを前提としての当期純損益が、企業の持続可能な最も重要な業績測定値であり、アナリストをはじめとした多くの市場関係者も、包括利益ではなく純損益を業績指標として重要視しているため、少なくとも、個別財務諸表に関しては、リサイクリングを維持すべきである。なお、個別財務諸表について、ノンリサイクルの選択肢を設けることは考えられる。

また、仮にノンリサイクリングを前提として、取得原価及び公正価値の双方で測定を行った投資がある場合、測定の方法によって売却損益が、OCI と当期純損益に分かれ、論理的一貫性も保たれないことを懸念する。

質問 3（外貨建取引等会計処理基準への影響）

従来の保有目的区分におけるその他有価証券については、株価と為替は裁定により一体として変動し、運用も一体でなされている実態もあることから、個別財務諸表については、現行の外貨建取引等会計処理基準を維持すべきである。また、事業の遂行を通じた資金の獲得とは何ら関係のない、株式等の短期的な為替の変動を、本業の業績を表わす純損益に反映させることは望ましくない。

また、外貨建株式については為替換算差額を OCI で認識する取扱いが認められているものの、外貨建債券は純損益で認識することとなり、保有目的が同じである外貨建商品であっても商品によって為替換算差額の取扱いに違いが生じることから、為替換算差額を OCI で認識すべきである。

なお、国際的な整合性の観点からは、本外貨建取引等会計処理基準への影響部分について、個別財務諸表への任意適用を含めたダイナミック・アプローチも視野に入れた検討も必要である。

質問 4（適用指針（案）改善の方向性）

適用指針（案）A38(3)に関しては、まず、質問 1 と同様、適用指針（案）

A32 の解釈を明らかにすべきである。

また、適用指針（案）A33(2)「被投資企業に技術上の製造目標達成に関する予想に変化がある場合」、(6)「不正、事業上の紛争、訴訟、経営者の変更や戦略の変更など、被投資企業内に問題が生じている場合」とあるが、他の要件と同様に重要性基準を設けるべきである。

その他

（OCI オプションの適用範囲）

どの項目が OCI に表示されるかについて、個々のプロジェクトにおいて検討された場合、概念上の原則が存在せず、各プロジェクト間で一貫性を欠くことになる恐れがあるため、OCI に表示されるべき項目の共通性の性質を、プロジェクト横断的に検討すべきであるが、仮に、株式の公正価値変動が OCI に表示されとした場合、本検討状況の整理では、現行の「公正価値（売買目的有価証券）」と「償却原価（満期保有目的有価証券）」の中間的な性格を有する「その他有価証券」に分類されている株式以外の金融資産の多くが、「公正価値」に分類されることとなり、公正価値変動を純損益に反映する資産が拡大することになる。つまり、売買目的以外で保有する金融資産の公正価値変動を、本業の業績を表わす純損益に反映することになり、業種によっては、財務諸表の利用者に有用な情報を提供することにならない場合もあるため、少なくとも個別財務諸表においては、株式に限らず債券や投資信託等にも、幅広く OCI オプションを選択可能とすべきである。

（1 ヶ月平均市場価格、一定期間の平均相場の使用）

現行の金融商品会計基準で使用が認められている 1 ヶ月平均市場価格の取扱いを存置すべきである。現行の金融商品会計基準の結論の背景の第 76 項において、「ただし、第 75 項に述べたように、その他有価証券は直ちに売却することを目的としているものではないことに鑑みると、その他有価証券に付すべき時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、期末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額をもって期末の時価とする方法を継続して適用することも認められると考えられる。」とされており、OCI オプションにも引き継がれるべきである。

加えて、外貨建取引等会計処理基準により、決算日の直物為替相場に加えて決算日の前後一定期間の平均相場の利用も認められている。本論点に関しても、OCI オプションにおける 1 ヶ月平均市場価格と同様に、一定期間の平均相場の使用が認められている現行の取扱いを存置すべきである。

（銘柄別の公正価値開示）

OCI オプションを選択した際、選択を行った金融資産の概要等に関し、注記事項を追加することが提案されているが、第 40 項(1)③の銘柄別の期末の公正価値の開示は、業種によっては、資産運用戦略・運用手法といった企業秘密を詳細に開示することに繋がるため、注記情報として相応しくない。銘柄別の公正価値情報の開示ではなく、保有銘柄の業種別の開示でも、投資方針を把握することは可能であり、十分である。

(移行措置)

本検討状況の整理は、公開草案の前段の位置づけであることから、移行措置についての記載がないと理解しているが、公開草案においては、会計基準(案)適用時における分類変更の際の取扱い等の移行措置について、記載されることを期待する。

以 上